

市民センター機能等のあり方実施案 学区説明会

—本日の予定—

■開会

- ・開会挨拶
- ・市出席者紹介

■市からの説明

- ・市民センター機能等のあり方実施案について

■質疑応答

■閉会

- ・閉会挨拶
- ・アンケートのお願い



市民センター機能等のあり方

～住み続けたいまち大津の実現に向けて～

実施案



目次

1. 市民センターを取り巻く環境と課題
2. 市民センター機能等のあり方検討の目的
3. これまでの検討経過
4. 市民センター機能等のあり方素案からの見直し点
5. 市民センター機能等のあり方素案に対する意見と対応方針
6. 市民センター機能等の見直しイメージ
7. 支所機能について
8. コミュニティセンターについて
9. 公民館機能について
10. 地域自治機能について
11. 防災機能について
12. 今後の機能等の見直しスケジュール

1. 市民センターを取り巻く環境と課題

市民センター



1. 市民センターを取り巻く環境と課題



支所機能 の課題

- ・ 広範囲かつ多岐にわたる業務のサービスレベルの確保の難しさ
- ・ 窓口職員の固定化・属人化
- ・ 各支所間での業務量のバラつき



公民館機能 の課題

- ・ 個の学びだけでなく、学びの成果を生かしたまちづくりの推進
- ・ 住民主体の学びによる地域課題への対応
- ・ 社会教育に限定されない幅広い利用ニーズ



地域自治機能 の課題

- ・ 均一の行政サービスでの住民ニーズへの対応の限界
- ・ 各種団体役員等の高齢化・固定化・担い手不足
- ・ 自治会加入率の低下と地域コミュニティの希薄化



防災機能 の課題

- ・ 避難所運営の体制整備
- ・ 地域との連携強化
- ・ 地域自主防災組織への支援
- ・ 施設備品の維持管理

2. 市民センター機能等のあり方検討の 目的

住み続けたいまち大津の実現

持続可能なまちづくり

市民センターのあり方を見直し、必要な事業に予算や人員を集中することで、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現する。

住民自治の確立

多様化する地域課題を、地域で解決できる仕組みづくりを行い、住民自治の確立された魅力あるまちづくりを実現する。

3. これまでの検討経過

平成26
年度

- ・ 市民センターを取り巻く環境、課題の整理
- ・ 市民センターを支所機能、公民館機能、地域自治機能、防災機能の4つの機能に分類
- ・ 基幹市民センター、コミュニティセンターの再編イメージを設定

平成27
年度

- ・ 機能別持続可能なサービス提供に向けた考え方の整理
- ・ 支所別業務量調査
- ・ 市民との意見交換(自治連合会分科会、地域別あり方検討会)

平成28
年度

- ・ 市民意識調査(2,000名)、各種団体アンケート(10団体×36学区)
- ・ 4つの機能の検討方針の決定
- ・ 支所の選定条件の検討

平成29
年度

- ・ 市民センター機能等のあり方検討の素案公表
- ・ 公民館自主運営モデル事業の実施(平成30年3月～)
- ・ まちづくり協議会の制度設計

4. 市民センター機能等のあり方素案からの見直し点

素案	見直し後	見直し内容
広域支所 7支所 地域支所 3支所	全支所の存続	2024年度までは、36箇所の支所は全て存続し、業務内容や業務時間を見直す。
コミュニティセンター長(市職員)の配置(3年間)	全支所に職員を配置	2024年度までは、全支所に支所長及び窓口職員を配置する。
2020年4月に支所集約化及び公民館のコミュニティセンター化	市民センター機能等の再見直し	2020年4月に機能等を見直し、実施状況を踏まえ、2023年度から2年間かけて再見直しを検討。
	コミュニティセンターの地域による自主運営は段階的に移行	地域による自主運営は、公民館自主運営モデル事業やまちづくり協議会の設立等の状況も踏まえ、準備が整った学区から順次移行する。ただし、市民センター施設の維持管理は市が行う。
コスト削減額(年間) 4億2,108万円	コスト削減額(年間) 6億4,800万円	業務内容や業務時間の見直しによる人件費の削減

5. 市民センター機能等のあり方素案に対する意見と対応方針 ～支所機能～

意見

- 車椅子の方や、高齢者の方が杖をつきながら来るのが現状。支所がなくなると困る。
- 将来のことを考えればやむを得ないと思う。高齢化社会に予算を配分することに賛同する。
- 今の人数から半分になって、待ち時間ができてもいいので職員を残してほしい。支所の職員は減らしても、支所の数は減らさずに継続してほしい。
- 支所をなくす話ばかりではなく、このまま支所は置いておいて、証明書の発行件数などを見て、曜日や時間を工夫して運営してはどうか。
- 交通状況の悪いところに支所を残すことのほうが重要ではないか。機能を減らして残すという案も考えてもらいたい。
- 今後はマイナンバーやインターネットの利用により、さらに支所を利用する可能性は少ないと思う。今後、20年、30年後も見据えて、支所の集約化・コミュニティセンター化は必須だと考える。

対応方針

- 2024年度までは、全支所の存続と業務内容や業務時間の見直し
- 2024年度までは、全支所に職員を配置

5. 市民センター機能等のあり方素案に 対する意見と対応方針 ～公民館機能～

意見

- まちづくり協議会の強化を図り、地域住民が地域づくりを工夫し、考えるのがよい。そのためには、コミュニティセンターへと変え、利用時間・内容を地域のカラーや利用目的に応じて変えれば活性化につながると思う。
- コミュニティセンターを地域拠点として利用すべきである。さらに充実させるべき。
- 市民センターをコミュニティセンター化しなくても、今の公民館を使いやすいように市の条例で出来ると思う。
- 公民館をもっと市民のためになるような、活動しやすい、みんなが集まれる提案を市からされるのであれば、地域からももっと積極的な意見、提案が生まれると思う。
- 公民館のコミュニティセンター化で、幅広い活動の場になるのは分かるが、職員がいなくなることのデメリットを心配している。やはり職員を配置すべきである。地域への丸投げで本当にいいのか。
- 利用者のニーズに立てば、公民館のコミュニティセンター化も理にかなった選択であるといえる。

対応方針

- コミュニティセンターの自主運営は全市一斉ではなく、
できる地域から段階的に移行

5. 市民センター機能等のあり方素案に 対する意見と対応方針 ～地域自治機能～

意見

- 少子高齢化で予算も減っていくという、かつてない大変な時代に入ってきている。それぞれの学区で新しいまちづくりを進めていくことが求められている。地域ごとのまちづくりの議論をしていき、まちづくりが成立していくと思う。
- 「まちづくり協議会」という一般住民にはなじみのない組織の設立、運営は既存の地域コミュニティとの関連を含め、非常に大変なことである。ぜひとも、「まちづくり協議会」の設立、運営については、市の大きな支援をお願いしたい。
- 将来的なことを考えると、地域のことは地域自治に任すことが必要と考えている。
- 地域の各種団体は今も地域のために頑張っている。まちづくり協議会をつくって、そこで全てやってくださいということだが、市と地域が協働してやるべきことではないか。
- 行政が担う役割を明確にし、指定管理者制度の活用や、条例化などにより、地域やNPOなどの団体に任せることも必要ではないか。

対応方針

- まちづくり協議会の設立や運営に必要な財政的支援

5. 市民センター機能等のあり方素案に 対する意見と対応方針 ～防災機能～

意見

- 市職員と地域団体の日ごろからの連携がないとできない。地域を知らない初動支所班が来て被災状況が伝わるのか。
- 支所は災害時に果たす役割が非常に大きい。市は市民の安全のために、税金を使うものであり、そのための人件費であれば必要である。
- 自主防災会を立ち上げている。災害時には自治会長が各戸訪問して、独り暮らしの方からは安心だと喜ばれた。これが自治会の原点だと思う。
- 災害時に支所長がいるよう検討願いたい。支所長がいて、警報発令時には対応してもらっているが、地域の人だけだと、市への連絡が後回しになる。
- 初動支所班について、権限を持った人が来ることになるのか。災害時において連携が大事であることはもちろん、指揮が取れる職員が配置されないと地域は困る。
- 地域の防災対策については、自主防災組織があり、消防団があり、地域在住の市職員も居るから、市の災害時の配置人員を決めておけば、それに対応できると思う。

対応方針

- **初動支所班の強化と地域との連携・支援体制等の強化**

5. 市民センター機能等のあり方素案に 対する意見と対応方針 ～スケジュール～

意見

- 再編にあたっての期間は定められているのか。大改革をする際には、段階的に行っていくことも必要である。
- 段階を踏んでやっていけばいい。5年先になるかもしれない。公民館のコミセン化をまずやって、市民の声を聞いて、その後支所機能をどうしていくかを考えたらどうか。
- コミュニティセンター化を一気に進めるのではなく、支所の開庁時間等を工夫(短時間化)してもいいのでは？順次進めていくと、今以上に多様な問題把握ができると思う。
- 公民館機能、地域自治機能、防災機能を誰が担うのか、2020年度から移行させて物理的に可能なのか、きちんとした考えをまとめて提示していく必要がある。
- 継続審議をお願いしたい。住民の声 that 反映できるような検討を行ってほしい。
- いつごろを目途に実施するのか。本当にやるべきことであれば、迅速にするべきである。

対応方針

- 2020年4月に機能等を見直し、その後5年間で検証

6. 市民センター機能等の見直しイメージ ～支所とコミュニティセンター～

現状



見直しの方向性



行政手続きの窓口
として存続



地域の豊かな
学びの拠点へ



地域防災の拠点
として存続



地域自治・
住民自治の拠点へ

見直し後



市民センター
施設は活用

見直し内容



- ・業務内容や業務時間の見直し
- ・全支所に職員配置



- ・コミュニティセンター化
- ・地域による自主運営



- ・地域防災拠点



- ・まちづくり協議会の活動拠点

6. 市民センター機能等の見直しイメージ ～各機能の見直し概要～



- 2019(平成31)年度から移行準備を行い、**2020年4月に見直しを実施**
- 2024年度までは、支所は全て存続し、業務内容や業務時間を見直す
- 2024年度までは、全ての支所に**市職員を配置**



- 2020年4月に全ての公民館を**コミュニティセンター化**
- 2024年度までに、地域による自主運営の準備が整った学区から**指定管理者制度による運営へ移行**



- 新たな地域自治組織として「まちづくり協議会」の設立に向けた**財政的支援を2022年度まで実施**



- 初動支所班の強化と地域との**連携・支援体制等の強化**



支所機能について





7. 支所機能について ～見直し案の考え方～

全支所の存続と職員の配置

- ・ 2024年度までは、36支所は全て存続し、支所長及び窓口職員を配置する。

支所業務の見直し

- ・ 支所の業務内容や業務時間、支所と本庁との業務分担を見直し、適切かつ迅速に窓口業務が遂行できる事務執行体制を確保する。

基幹となる支所の設置

- ・ 施設のキャパシティや交通アクセス、業務量、配置バランスを勘案し、幅広い範囲の業務を取り扱う支所を設置する。





7. 支所機能について ～見直し案の考え方～



広報おおつ(2019.3.15号)
より一部引用

現在の支所

大津市内には全部で36箇所の支所があり、住民票や所得証明書などの証明書発行や転出入などの届出、市・県民税などの公共料金の支払の取り扱いなど、行政手続きの窓口としての機能を果たしています。

支所	取扱業務	窓口時間
36 支所	 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書などの証明書発行業務	午前8時40分 から 午後5時25分 まで
	 戸籍に関する届出、住民基本台帳に関する届出、市税等の申告、保険に関する届出などの受理業務	
	 市・県民税、固定資産税、国民健康保険料、水道料金などの支払の取扱業務	
	 行政に関する各種相談対応業務	

7. 支所機能について ～見直し案の考え方～

広報おおつ(2019.3.15号)
より一部引用

36支所









基幹となる支所

一般の支所

25箇所

2箇所

9箇所

支所	取扱業務	窓口時間
小松・木戸・小野・伊香立・真野 真野北・仰木・仰木の里・雄琴 日吉台・下阪本・唐崎・滋賀 山中比叡平・藤尾・長等・中央 富士見・石山・南郷・田上・上田上 青山・瀬田南・瀬田東	 一部取扱(住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書の発行)  一部取扱(保険や医療など福祉に関する届出の受付)  取扱終了  取扱	午前9時から 午後3時まで
地理的条件を考慮 葛川・大石	現在の支所と同様の業務を実施  取扱  取扱  取扱  取扱	午前9時から 午後3時まで
施設規模や交通アクセス、業務量などを考慮 和邇・堅田・坂本・逢坂・平野 膳所・晴嵐・瀬田・瀬田北	取扱業務については、行政手続きのオンライン化などの状況も踏まえ、今後も見直していきます。	午前9時から 午後5時まで

※現在、市役所の窓口時間を午前9時～午後5時に見直すことを検討中



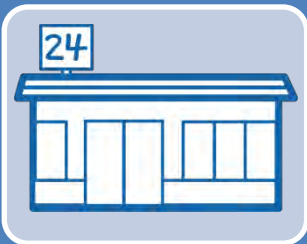
7. 支所機能について

～見直し後の支所業務(基幹となる支所)

支所名	取扱業務	窓口時間
<ul style="list-style-type: none"> ・葛川 ・大石 	<ul style="list-style-type: none"> ○証明書発行 <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ○届出受理 <ul style="list-style-type: none"> ・出生届、転入届などの戸籍及び住民基本台帳の届出受理 ・印鑑登録に関する届出受理 ・市税に関する届出受理 ・国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金及び医療費助成に係る届出及び申請受理 ・介護保険に係る届出及び申請受理 ・生活保護法による傷病届の受理及び診療依頼書の交付 ○相談対応 ○公共料金取扱 	<p style="text-align: center;">午前9時 ～ 午後3時</p>

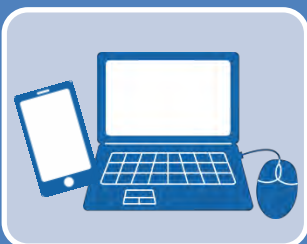
7. 支所機能について

～これからの支所業務～



コンビニエンスストアでの業務実施

- ・コンビニエンスストアでは、証明書(所得証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書)の発行業務や、市・県民税、水道料金等の公共料金の取扱業務といった、支所で行っている業務の一部をすでに実施している。



行政手続き等の利便性の向上

- ・市民がより便利になるよう、市も積極的に行政手続きのオンライン化や、公共料金のクレジットカード支払い等の対応を進めていく。



支所での取扱業務の柔軟な見直し

- ・デジタルファースト法案など、行政手続きのオンライン化の導入状況等を踏まえ、支所での取扱業務は今後も柔軟に見直す。

7. 支所機能について

～行政手続き等の利便性の向上～



市民が支所等へ出向くことなく、パソコンやスマートフォンなどの各種デバイスからの行政手続き等を可能とし、市民の利便性向上に取り組む。



AI活用の推進

- ・ AIチャットボットを活用した市民要望への的確で迅速な情報提供や相談、問い合わせ対応による市民の利便性向上

電子申請の推進

- ・ 電子申請の対象拡大や添付書類（紙書類）の撤廃など、行政手続きのオンライン化、添付ファイル見直しによる市民の利便性向上

キャッシュレスに対応した電子納付の推進

- ・ 電子マネーやスマートフォンアプリ支払い、クレジットカード支払い等、多様化するキャッシュレス決済への対応による市民の利便性向上

コミュニティセンターについて





8. コミュニティセンターについて ～まちづくりの拠点としての役割～

コミュニティセンター設置の目的

公民館で従来から実施されていた生涯学習に加え、地域の多様な主体が協働し、様々な課題解決に取り組むなど、「住民自治の確立」につなげる為、身近なまちづくりの活動拠点として設置する。





8. コミュニティセンターについて ～まちづくりの拠点としての役割～

役割

求められること

実施すること

地域住民が気軽に
集い、学べる
場所

- 幅広い層の利用と使いやすさ
- サークル活動の活性化

- 地域による**指定管理**
- 貸館の**利用範囲拡大**

様々な人材の発見
・発掘が出来る
場所

- コミュニティセンターを中心とした
人材ネットワークの形成

- 地域活動団体の**支援・連携**

住民同士の助け
合いが生まれる
場所

- 住民同士が触れ合う機会
- 地域全体でのイベント

- **自主事業**の実施
- 地域に密着した
地域活動の支援

地域の抱える課題を
解決する場所

- 住民同士のコミュニケーション
- まちづくり協議会の活動

- まちづくり協議会の
拠点整備



8. コミュニティセンターについて ～公民館とコミュニティセンターの比較～

項目	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
運営主体	教育委員会・指定管理者	まちづくり協議会(指定管理者)
市の職員	あり	なし
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
設置目的	市町村その他一定区域の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする	市民が、地域における市民主体の特色あるまちづくりの拠点として、自主的に交流し、互いに連携を図り、市民活動を促進することにより、協働のまちづくりを推進することを目的とする
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定期講座の開設 2. 討論会、講習会、展示会等の開催 3. 図書、資料等を備え、その利用を図る 4. 体育、レクリエーション等に関する集会 5. 各種の団体、機関等の連絡 6. 住民の集会その他の公共的利用 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域のまちづくりに関すること 2. 地域の豊かな学びに関すること 3. 住民の意見の収集及び情報発信に関すること 4. コミュニティ活動の促進に関すること 5. コミュニティセンターの施設管理に関すること

※設置目的及び事業内容については、公民館は社会教育法、コミュニティセンターは他市事例を参考に記載しています。

8. コミュニティセンターについて ～地域による自主運営のイメージ～



コミュニティセンター (市の直営)



コミュニティセンター長
支所長が兼務



コミュニティセンター職員
支所職員が兼務

市の業務内容

- ・日常の維持管理業務
- ・貸館業務

- ・保守管理(清掃、警備等)
- ・維持点検(EV、防災設備等)
- ・施設補修
- ・まちづくり協議会等の運営支援

2024年度末
までに移行できる
学区から段階的に移行

市役所



コミュニティセンターの維持管理
にかかる費用は全て市役所が
負担



コミュニティセンター (地域による指定管理)



コミュニティセンター職員
(まちづくり協議会等)



地域の業務内容

- ・日常の維持管理業務
- ・貸館業務
- ・自主事業(講座やイベント)

市(自治協働課)の業務内容

- ・保守管理(清掃、警備等)
- ・維持点検(EV、防災設備等)
- ・施設補修
- ・まちづくり協議会等の運営支援



公民館機能について



9. 公民館機能について

～これからの生涯学習の姿～



目指す生涯学習の姿

生涯学習を通じたまちづくりの実現

- ◆ 全ての市民が、生涯学習を通じて自己実現を図り、学習の成果を自身やまちのために生かす
- ◆ 市民、団体、事業者、行政などの多様な主体が協働し、様々な課題解決に取り組む



地域の主体的な学びの実践の場

公民館(市民センター)をコミュニティセンター化することで、
多様な人材が集い、つながり、まちづくり活動に生かす



9. 公民館機能について

～コミュニティセンター移行後の生涯学習～

生涯学習課 【社会教育主事】

地域の主体的な学びへの支援

全市的な学習機会の提供

各種研修・情報提供

相談対応

コミュニティセンター
地域の主体的な学びの拠点

講座・フォーラム等の開催

地域の主体的な
学びの実践

コミュニティセンター従事者等

市民・利用者団体等



9. 公民館機能について

～コミュニティセンター移行後の生涯学習～

生涯学習課

【社会教育主事】

地域の主体的な学びへの支援

全市的な学習機会の提供

コミュニティセンター従事者等を対象に各種研修及び情報提供

- 講座の組み立て方研修
- ファシリテーション研修
- 広報紙、チラシの作り方研修
- 国・県等の情報の提供 など

生涯学習に関する相談対応

- 定期訪問による各種相談・支援
- 要請に基づく出前研修等
- 電話等による各種相談対応 など

広く市民を対象に講座・フォーラム等開催

- 地域の歴史文化や地域課題の解決手法を学ぶ機会の提供
- 生涯学習の推進に関する講演会等
- 人権に関する講座
- 出前講座 など

コミュニティセンター従事者等

市民・利用者団体等

地域の主体的な学び



地域自治機能について



10. 地域自治機能について

～新たな地域自治組織(まちづくり協議会)～



まちづくり協議会とは？

- まちづくり協議会は学区内の全住民を対象とした活動を実施します。
- 各種団体、各法人、全住民が構成員(会員)となることができます。
- 各種団体、各法人はそれぞれ連携・協力して、まちづくり協議会の活動を実施します。



10. 地域自治機能について

～まちづくり協議会への支援について～

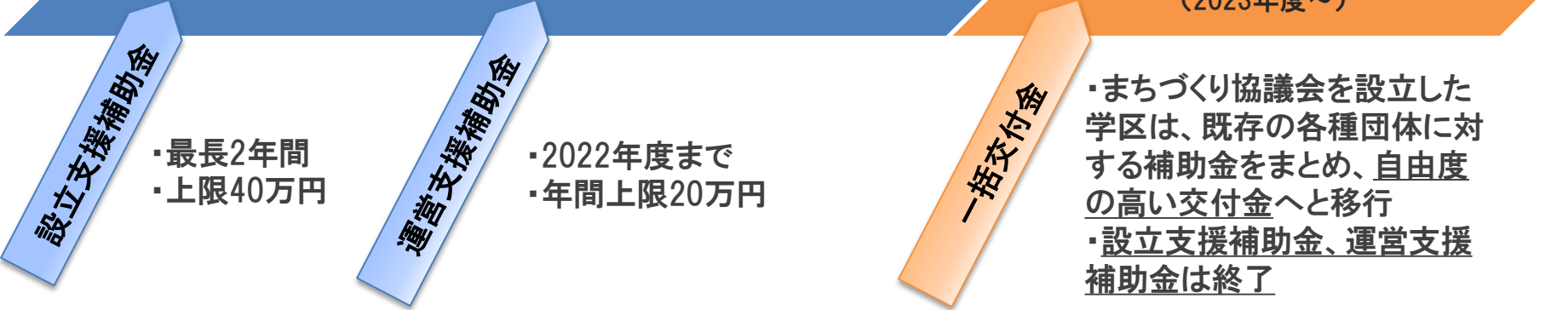
目的

住民主体のまちづくりの担い手として、地域がまちづくり協議会を設立するための支援を2段階に分けて実施し、市内全域での組織設立を目指します。

期間



支援



財政的支援のイメージ		2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計
設立支援補助金	最長2年 上限40万円	A学区:30万円	A学区:10万円	B学区:20万円	B学区:20万円		A学区:100万円
運営支援補助金	2022(H34)年まで 年間上限20万円			A学区:20万円	A学区:20万円	A学区:20万円 B学区:20万円	B学区:60万円

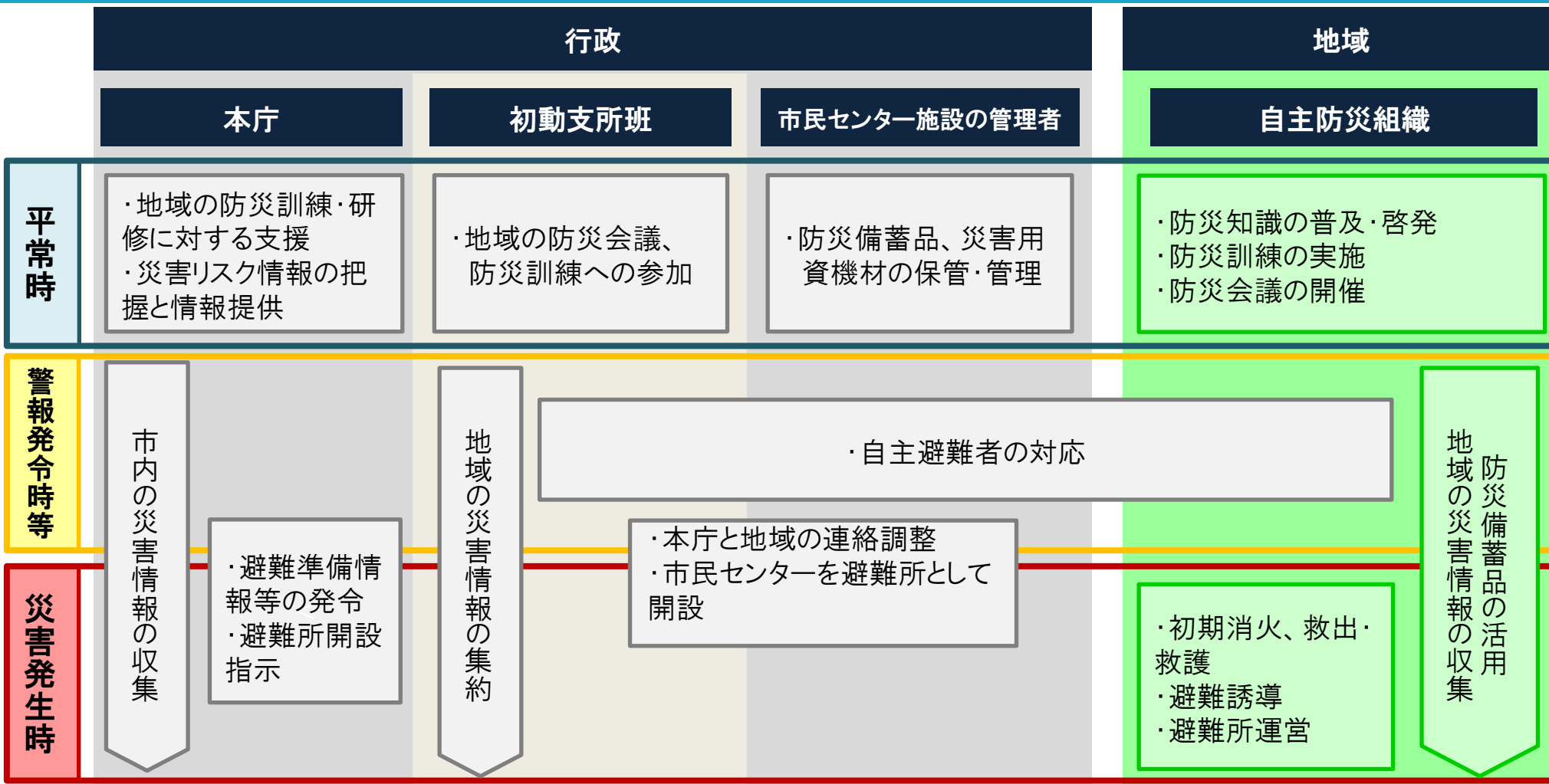


防災機能について



11. 防災機能について

～行政と地域の役割～



11. 防災機能について

～初動支所班の体制～



支所長と初動支所班長は連携を密にし、
災害情報の集約や本庁と地域との連絡調整を行う。



スケジュールについて

12. 今後の機能等の見直しスケジュール

公共施設適正化計画期間		第1期					第2期				
ICT技術の活用		デジタルファースト(電子申請・電子納付)の調査・研究・検討期間			デジタルファースト法案施行予定						
市民センター機能等在り方検討		市民周知期間	より良い案検討期間	在り方実施計画策定移行準備期間		機能等見直し・指定管理移行期間			再見直し検討期間	新制度移行	
		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降
支所機能	意見交換会開催	より良い案策定	説明会	市民周知	支所機能見直し						
	業務量調査		在り方実施計画策定	移行準備							
防災機能	地域による地区防災計画・避難所運営マニュアル策定の支援			コミュニティセンター化	直営コミュニティセンター・センター長(市職員)(支所長兼務)						
	初動支所班の体制強化と地域自主防災会等との連携強化				実施状況を踏まえ2年間かけて見直し検討						
公民館機能	公民館管理運営一部業務委託(モデル学区)				移行できる学区から指定管理者制度に移行						
	モデル事業検証		コミセン移行準備								
地域自治機能	コミュニティセンター	指定管理業務の検討		指定管理者制度移行準備		指定管理コミュニティセンター・センター長(地域)					
		フロアレイアウト検討									
まちづくり協議会	設立支援補助金(平成30年度から平成34年度までの間で最長2年間・1学区通算上限40万円)					一括交付金運用 ※設立支援補助金 運営支援補助金は廃止					
	運営支援補助金(平成31年度から平成34年度までの時限補助金・1学区年間上限20万円)										